

くらまえ地域包括支援センター運営規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、東京都台東区（以下「区」という。）が設置し、社会福祉法人東京援護協会が受託運営するくらまえ地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う、地域包括支援事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

事業所名 くらまえ地域包括支援センター

所 在 地 東京都台東区蔵前二丁目11番3号

（事業運営の方針）

第2条 センターの職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう、「介護予防サービス」を適切に確保し、また、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう、努める。

（基本機能）

第3条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- （1） 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。（共通の基盤整備）
- （2） 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問等により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）
- （3） 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。（包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- （4） 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

第2章 職員の配置等

（職員の配置）

第4条 センターに、所要の職員を次のように配置するものとする。ただし、法令に基づき、他の事業と兼務することができるものとする。

区 分	常 勤	非常勤	備 考
施設長	1 名		ケアハウス松が谷と兼務
管理者	1 名		介護支援専門員と兼務
社会福祉士	1 名		
主任介護支援専門員	1 名		
保健師、又は看護師	1 名		
介護支援専門員	1 名		
事務員	1 名		ケアハウス松が谷と兼務

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（研修）

第5条 センターは、職員の質的向上を図るため、事業計画に基づき研修の機会を設けるものとする。

第3章 営業日等

（営業日及び営業時間等）。

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- （1） 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日までを除く。
- （2） 窓口開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

（実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、台東区雷門、寿、駒形、蔵前、三筋、小島、鳥越、浅草橋、柳橋とする。

第4章 苦情処理等

（苦情処理）

第8条 利用者は、提供されたサービス等につき、施設長に苦情を申し出ることができる。

2 施設長は、前項の申し出があったときは、速やかに事実関係を調査し、その結果を利用者に報告するとともに、必要に応じて改善策を講じるものとする。

3 前項の事務は、センターに置かれた「苦情受付担当者」及び「苦情処理委員会」により処理する。

（個人情報保護）

第9条 職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 職員は、職員でなくなった後においても、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（運営協議会との協議）

第10条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

（1） センターの公正・中立性の確保に関すること。

（2） センターの職員の確保に関すること。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及び再発を防止するため、その措置を講ずるものとする。

2 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。

3 事業所は、虐待の防止のための指針を整備する。

4 事業所は、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施（年1回以上）する。

5 事業所は、前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

- 7 第2号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の対応）

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ハラスメントの防止）

- 第14条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止の雇用管理上の措置を以下のように講じる。
- 2 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するものとする。
- 3 相談に対応する担当者や相談窓口をあらかじめ定め、職員に周知するものとする。

（補則）

- 第15条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項については、台東地域包括支援センター事業実施要綱による。

第5章 雑 則

（委任）

第16条 この規程の施行について必要な事項は、施設長が定める。

（規程の改廃）

第17条 この規程を改正、または廃止するときは、社会福祉法人東京援護協会理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和2年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和6年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和8年 4 月 1 日から施行する。